

資料 5 - 1

指定事業実施上の留意事項等について

令和元(2019)年9月3日(火) 障害児通所支援事業者集団指導

栃木県保健福祉部障害福祉課

【本資料について】

本資料は栃木県障害福祉課における取扱いを示したものです。

栃木県以外の指定権者から指定を受けている場合、取扱いが異なる場合がありますので御留意ください。

【問い合わせ先について】

[指定基準や報酬（加算の届出等）に関すること]

| | 事業所の所在地 | | |
|-------------------------------|---------|-----|------|
| | 宇都宮市 | 栃木市 | 左記以外 |
| 障害福祉サービス 障害者支援施設 一般相談支援 | 宇都宮市① | 栃木市 | 栃木県 |
| 障害児通所支援 | 宇都宮市② | 栃木県 | |
| 計画相談支援 障害児相談支援 | 各 市 町 | | |

※報酬に関することでも、支給決定に関係することは各市区町村にお問い合わせください。

○栃木県の連絡先（所在地：〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20）

栃木県保健福祉部 障害福祉課 福祉サービス事業担当

TEL:028-623-3059 又は 3029 FAX:028-623-3052

※課の代表電話番号ではなく、福祉サービス事業担当宛て御連絡願います。

〈栃木県ホームページへのアクセス方法〉

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」

○宇都宮市の連絡先（所在地：〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5）

①宇都宮市保健福祉部 保健福祉総務課 法人・施設グループ

TEL:028-632-2918 FAX:028-639-8825

②宇都宮市子ども部 子ども未来課 法人・児童福祉施設グループ

TEL:028-632-2943 FAX:028-638-8941

○栃木市の連絡先（所在地：〒328-8686 栃木市万町9-25）

栃木市保健福祉部 福祉総務課 検査指導係

TEL: 0282-21-2237 FAX: 0282-21-2682

[支給決定に関すること]

各市区町村の障害福祉主管課にお問い合わせください。

1 総則的事項

(1) 指定申請の手引きについて

栃木県では障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業等の指定を受けるために必要な要件や手続きの方法、事業実施上の留意事項等を説明した手引きを策定し、栃木県ホームページに掲載しました。今後、新たに指定申請を行う場合は、この手引きを必ずご覧になった上で申請手続きを行ってください。

また、すでに事業を実施している事業者におかれましても、変更届出書の提出や事業所運営の参考として御活用ください。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」
→「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等指定申請及び変更届、指定の更新等に関する提出書類について」

※障害福祉サービス事業の指定申請書様式等を掲載しているページにも掲載しています。

(2) 変更届出書等の期限内提出の徹底

変更届出書等の提出書類は提出期限が決まっていますので、必ず所定の期日までに提出してください。

①変更届出書

事業所や運営法人の名称・所在地、法人代表者・管理者・児童発達支援管理責任者等に変更があった場合は、変更の日から 10 日以内に変更届出書を提出する必要があります。

※電話・FAX 番号、メールアドレス等の変更は届出事項ではありませんので、変更届出書の提出は不要ですが、電話やメールによりお知らせください。(支給決定市町にも連絡してください。)

②障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

新たに加算を算定する場合、加算の内容に変更がある場合、加算の算定を終了する場合は障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となります(届出を必要とする加算に限る)。

毎月 15 日までに届出があったものについては翌月から、16 日以降の届出に関しては翌々月からの適用となります。(新たな加算の算定、上位の加算区分への変更の場合。)

加算の算定の終了、下位の加算区分への変更の場合は、16 日以降の届出であっても該当月からの適用となります。

なお、加算の算定については、あらかじめ届出が必要な加算と届出を要しない加算があります。報酬告示の中で「・・・に適合している(実施している)ものとして都道府県知事に届け出た・・・」と記載のあるものはあらかじめ届出が必要な加算です。詳しくは報酬告示をご覧ください。

③ 休止・廃止・再開届

事業所が休止・廃止・再開する場合は届出が必要です。廃止・休止しようとするときは廃止・休止の1か月前までに、再開したときは再開の日から10日以内に、廃止・休止・再開届出書を提出してください。

また、廃止・休止届には、現にサービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先事業所等を記載したリスト（任意様式）を添付してください。

なお、休止期間は原則6か月以内です。6か月以内に再開が見込まれない場合（再開に向けた対応策がとられていないなど）は、廃止を検討の上、廃止届を提出してください。（再度、指定を受けることは可能です。）

（3）変更指定申請について

児童発達支援、放課後等デイサービス事業の、利用定員を増やして支援量を増加しようとする場合は変更指定申請が必要となります。（利用定員を減少させる場合は変更届出。）

変更指定日は、毎月1日を基本とします。変更指定申請は変更する日の前々月の末日までに提出してください。

（4）指定の有効期間について

指定の有効期間は、6年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、指定有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

栃木県では原則として、各事業者に更新のお知らせ等はしておりませんので、指定有効期限は各事業者において管理してください。指定有効期限を過ぎた場合、給付費の請求ができなくなりますので御留意ください。

栃木県では指定更新申請の提出期限を指定の有効期限の2か月前としておりますので、期日までに提出をお願いします。

（5）障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようになるとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として平成30(2018)4月から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されました。

指定事業者は、障害福祉サービスの内容等を独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて栃木県知事に報告する義務があります。報告方法等は以下の参考資料をご覧ください。

（参考資料1：「障害福祉サービス等情報公表制度について」栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当）

2 事業所運営に関する事項

(1) 非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の推進について

先般、栃木県内の要配慮者利用施設（障害福祉サービス事業所等）を対象とした非常災害対策計画の作成等の状況調査を実施したところですが、利用者の安全確保のため、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

○非常災害対策計画を作成していない施設

・非常災害対策計画は、要配慮者利用施設の運営基準上、作成が必要とされるもので、必ず、計画を作成してください。

・特に、所在地の市町が作成する地域防災計画、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして指定されている施設では、必ず、指定を受けた災害を想定した内容の計画を速やかに作成してください。

○非常災害対策計画を作成している施設

・作成した計画が、各施設で想定される災害に対応した適切な内容となっているか、再度点検の上、必要に応じて修正してください。

・特に、施設所在地の市町が作成する地域防災計画、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして指定されている施設では、必ず、指定を受けた災害を想定した内容の計画となっていることを確認してください。

○災害を想定した避難訓練を実施していない施設

・想定される災害に対応した避難訓練の実施について、定期的の実施してください。

・特に、施設所在地の市町が作成する地域防災計画、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして指定されている施設では、避難確保計画策定の上、必ず、指定を受けた災害を想定した避難訓練を定期的の実施してください。（※利用者の心身の状態を踏まえ、負担のかからない方法で実施してください。）

なお、栃木県では非常災害（風水害）対策計画の作成例を栃木県ホームページに掲載していますので、新たに非常災害（風水害）対策計画を作成する際や既存計画の見直しの際に、この作成例を参考として、自らの施設の実情に適合したより良い計画を作成いただくようお願いいたします。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」

・・・お知らせ「障害児者福祉施設・サービス事業所における風水害対策計画の作成例について」

（参考資料 2：「非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の推進について」令和元（2019）年 8 月 5 日障第 415-1 号栃木県保健福祉部障害福祉課長等連名通知）

(2) 事故防止及び安全管理の徹底について

今年7月、栃木県内の事業所において、利用者が事業所を抜け出して行方不明となり、後日河川で遺体となって発見されるという重大事故が発生しました。

また、昨年度も栃木県内の障害福祉サービス事業所等において、重大事故の発生が相次ぎました。(事例は以下のとおり。)

各事業者におかれましては、施設運営を再点検し、適正な利用者処遇を確保した上での事故防止及び安全管理の徹底をお願いします。

〈H30年度 事故事例〉

- ・ 障害児通所支援事業所において、咀嚼・嚥下能力の低い障害児が、おやつに提供された「こんにゃくゼリー」を喉に詰まらせ、心肺停止状態となる。
 - ・ 障害福祉サービス事業所において、生活支援員が利用者送迎中に交通事故を起こし、送迎中の利用者が死亡。
 - ・ 障害者支援施設において、短期入所利用者が夜間に無断外出、捜索するも見つからず、後日、近隣の川辺で遺体となって発見。
 - ・ 障害者支援施設において、日中活動中、利用者が踏切に侵入、列車にはねられ、死亡。
- (参考資料3：「事故防止及び安全管理の徹底について(注意喚起)」令和元(2019)年8月6日障第408号栃木県保健福祉部障害福祉課長通知)

また、熱中症事故の防止や放課後等デイサービスにおける来所・帰宅時の安全にも十分御留意ください。

(参考資料4：「熱中症事故の防止について」平成30(2018)年7月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)

(参考資料5：「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」平成30(2018)年7月11日子子発0711第1号子ども家庭局子育て支援課長通知)

(3) 事故等発生時の報告について

サービス提供中(送迎時を含む。)に事故及び事件が発生した場合は、直ちに栃木県に電話により第一報を入れ、その後速やかに事故報告書(任意様式)を提出してください。

提出は個人情報漏洩防止のため、原則として郵送で行ってください。FAXを利用する場合は、関係者の氏名等の個人情報を塗りつぶした上で送信し、送信後、電話で氏名等をお知らせください。

また、支給決定市区町村にも第一報として電話連絡を行い、報告書等の提出はその市区町村の指示に従ってください。

報告を要する案件については、以下を参考にしてください。軽微な事故や誤薬については報告不要です。

- ・ 死亡(病気等によるものは不要)、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為

- ・食中毒、感染症の集団発生（概ね 10 名以上の集団発生）
- ・個人情報の漏洩、利用者の不利益につながる職員の犯罪行為等
- ・その他、利用者の生命身体に重大な影響を及ぼす事故

※食中毒、感染症の集団発生は、保健所等への報告等についても適切に対応してください。

なお、事故報告書の様式は任意のもので構いませんが、記載に当たっては以下の点に御留意ください。

- ・被害者、発生日時、事故等の状況、対応、経過、保護者・支給決定市区町村等への連絡状況を整理して記載すること。
- ・特に、被害者については、氏名、年齢（生年月日）、支給決定市区町村、障害種別、障害支援区分、障害者手帳の種類及び程度を記載すること。
- ・再発防止策を記載すること。

（４）感染症の防止について

腸管出血性大腸菌やノロウイルス等による食中毒・感染症を予防するため、厚生労働省のホームページ等を参考として、各施設・事業所において適切な対応をお願いします。

また、毎年のように集団感染が発生するインフルエンザについても予防及び感染拡大防止等を徹底いただきますようお願いいたします。

（参考資料 6：「インフルエンザ予防等対策について（注意喚起）」平成 31(2019)年 1 月 25 日障号外栃木県保健福祉部障害福祉課長通知）

（参考資料 7：「インフルエンザ患者が発生した場合の報告等について」平成 31(2019)年 1 月 25 日栃木県保健福祉部障害福祉課事務連絡）

（参考資料 8：「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」平成 17(2005)年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）

【参考】

- ・腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html
- ・ノロウイルスに関する Q & A（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・インフルエンザ Q & A（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

(5) 勤務体制の確保及びその記録について

従業員の勤務管理については、サービス提供に必要な勤務体制を定めておくとともに、従業員の勤務実績の記録を整備しなければなりません。勤務が確認できなければ、人員欠如による減算はもとより、基準違反になる場合もあります。雇用関係書類（勤務時間のあつる雇用契約書、タイムカード、出勤簿、給与明細など）の整備を必ず行ってください。

特に一人の従業員が1日に複数の事業所を兼務する場合、事業所ごとの勤務時間（実績）を明確に管理してください。（勤務時間が1日8時間の従業員を勤務実績によらず便宜上、4時間・4時間とすることは認められません。）

(6) 児童虐待が疑われる事案に係る対応について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等（障害児通所支援事業所を含む。）における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、厚生労働省等から以下の通知が発出されました。

各事業者におかれましては、当該通知を御了知の上、虐待が疑われるケースを把握している場合は、支給決定市町に通報するほか、学校、保育所・幼稚園等と情報共有を行うなど適切な対応をお願いいたします。

①児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（平成31(2019)年2月28日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

②学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31(2019)年2月28日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

③障害児通所支援事業所における緊急時の対応について（平成31(2019)年2月28日障障発0228第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

※上記通知は「障害者虐待防止について」の参考資料として掲載しています。

3 その他

(1) インターネット請求の審査等について

給付費のインターネット請求においては、栃木県が介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出の内容（報酬区分や加算内容等）を事業所情報として栃木県国民健康保険団体連合会に提供します。

栃木県国民健康保険団体連合会の審査支払等システム内で、事業所から提出された請求データと、栃木県から提供された事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があると、エラーと判定され、支払いができません。(返戻となります。)

介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出を行う際は、報酬区分や各種加算等の算定要件をよく御確認いただき、また請求の際は届出の内容に沿って行う必要があります。

現状、毎月多数のエラーが発生していますので、請求の際は十分な確認を行ってください。特に以下の点について御留意ください。

①届出内容・適用時期の確認

毎月発生するエラーの中で最も多いのが、届出内容どおりに請求しないことによるものです。基本報酬や加算の区分等を変更したにも関わらず前月と同じデータを使い、エラーになるケースが多数あります。

加算等の変更があった際は、届出内容・適用時期を必ず確認の上、請求事務を行ってください。

特に適用時期については、以下の点に十分留意してください。

- ・新たな加算の算定、上位の加算区分への変更の場合、毎月15日までに届出があったものについては翌月から、16日以降の届出に関しては翌々月から適用。
- ・加算の算定の終了、下位の加算区分への変更の場合は、16日以降の届出であっても該当月から適用。

②入力ミスの防止

地域区分や1単位の単価、上限額管理事業所の事業所番号を誤って入力するなど、単純な入力ミスによりエラーとなるケースも多数あります。

入力作業の際は、十分な注意を払うとともに、データ送信前には必ず請求内容の確認を行ってください。

(2) 喀痰吸引制度について

①制度の概要

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の一部改正により、平成24(2012)年4月1日から、一定の研修を修了し、都道府県から「認定証の交付」を受けた介護職員等は、一定の条件を整えた「登録事業者」の下で「たんの吸引等」の業務を実施することが可能となりました。

医療的なケアが必要な障害児者のニーズに的確に応え、その支援の向上を図るため、職員の研修受講や実施事業者への登録について、積極的な御検討をお願いします。

○実施可能な行為(受講した研修等により実施可能な行為は異なります)

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

②介護職員等による喀痰吸引等(たんの吸引等)業務に必要な手続き

介護職員等がたんの吸引等を行うためには、一定の研修(喀痰吸引等研修)を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得し、都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるとともに、当該職員が所属している事業者が事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県から「登録特定行為事業者」として登録を受けることが必要です。

③介護職員等による喀痰吸引等(たんの吸引等)実施のための研修について

・介護福祉士以外の介護職員(平成28(2016)年度国家試験より前に資格取得した介護福祉士を含みます)が、たんの吸引等を実施するためには、都道府県又は都道府県知事から登録を受けた登録研修機関が実施する喀痰吸引等の研修を受講し修了することが必要となります。

・不特定多数の利用者に対してたんの吸引等の医行為を実施することができる介護職員を養成する「第一号・第二号研修」と、特定の利用者に対して特定のたんの吸引等の医行為を実施することができる介護職員を養成する「第三号研修」があります。

・研修修了後、都道府県知事に認定証の交付申請を行い「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けることにより、登録事業者の従事者として、たんの吸引等が実施できます。

・栃木県では、平成26(2014)年度までは栃木県が研修実施主体として、委託研修機関にて実施していましたが、平成27(2015)年度からは、栃木県に登録をした研修機関において研修を実施しています。研修日程等詳細については、登録研修機関(参考資料9:登録研修機関一覧(平成31(2019)年4月1日現在参照))へお問い合わせください。

★各種手続きに必要な様式等は栃木県ホームページに掲載しています。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「福祉・医療」→「高齢者」→「介護保険」→「介護保険情報」

→介護職員等による喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について

(3) 受動喫煙の防止について

望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、令和元(2019)年7月1日から児童福祉施設(障害児入所施設)、障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。)を行う施設等が原則敷地内禁煙となりましたので、必要な対応をお願いします。

(参考資料10:「改正健康増進法により、施設・事業所等は敷地内禁煙又は屋内禁煙が義務づけられます」栃木県保健福祉部健康増進課)